

職場の環境改善のための補助金制度 申請手続のご案内

このたびは職場の環境改善にお取り組みいただきありがとうございます。
補助金の申請に必要な書類をお送りいたしますので、本紙をお読みいただき
必要な書類をお取り揃えのうえご申請ください。
なお、別紙の補助金規程並びに各補助金に対応する別表に条件が記載して
ありますので、あわせてご確認をお願いします。

補助金種類

1	安全衛生設備等の設置 (購入)	必要書類番号 I-①、I-②、II-①、II-②、設備によりIII-①・III-②・III-③
2	動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施	必要書類番号 I-①、I-②、II-①、II-③
3	作業環境測定の実施	必要書類番号 I-①、I-②、II-①、II-④
4	特殊健康診断の実施	必要書類番号 I-①、I-②、II-①
5	ゼロ災運動研修会等への参加	必要書類番号 I-①、II-⑤、II-⑥
6	運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講	必要書類番号 I-①、I-②、II-⑦
7	安全運転教育研修への参加	必要書類番号 I-①、I-②、II-⑤、II-⑥
8	AED等職場の救急対策用設備の設置 (購入)	必要書類番号 I-①、I-②、II-①、II-②


※補助金審査のため上記以外の書類をご提出いただく場合があります。書類審査のためご提出にご協力ください。
※必要書類は、切る、折る、貼り付ける等の加工はせずにご提出ください。

1 必要書類 各種申請書にも必要書類を記載していますので、あわせてご確認ください。

I 全種類共通

	ご提出書類	ご注意
I-①	補助金申請書 (原本) (★あんしん財団所定用紙)	補助金種類ごとに書式が違います。 別紙の申請書名の表題をお確かめのうえ、ご提出ください。 ※動力プレス機械の補助金申請の場合、検査業者記入欄は必ず検査業者に記入いただけてください。
I-②	領収書の写 ●宛名 (支払者名) が必要です。 ●宛名 (支払者名) はあんしん財団の登録会員名が対象となります。 法人 → 法人事業所名 個人 → 代表者フルネーム又は屋号 ※法人は個人名が入ったもの、個人は代表者以外の個人名が入ったものは原則対象外になります。	販売業者、検査業者、医療機関などが発行したもので宛名欄があり、宛名の記載があるもの (㊦4ページの領収書記載例をご参照ください)。 なおパソコンなどで取り出すタイプの領収書は一部対応できないものがあります。また代金引換の場合は商品に貼付してある伝票も必要になるケースがありますのでご用意ください。お支払方法により領収書がご用意できない場合は5ページに記載する参考例をご確認いただきご提出ください。ご不明点はお問合せください。

II 各種別(ご申請の種類ごとに提出書類が異なります。)

	ご提出書類	ご注意
II-①	<p>明細書の写</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宛名はあんしん財団の登録会員名が対象となります。 法人→法人事業所名 個人→代表者フルネーム又は屋号 <p>※法人は個人名が入ったもの、個人は代表者以外の個人名が入ったものは原則対象外になります。</p>	<p>請求書や納品書など、領収書と金額が一致しているものが必要です(複数ページにわたる場合は、すべてのページの写が必要です)。</p> <p>※明細書がご用意できない場合は4ページをご確認ください。</p> <p>購入、検査実施などをした商品や設備、検査・健診項目などの具体名(設備購入で型式検定合格品及び規格品の規定がある場合は併せて型番など)や単価、数量がわかるもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p> インターネットショッピングなどの注文者名(アカウント名)は法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名のものが対象になり、それ以外は原則対象になりません。</p> </div> <p>また、購入や検査実施などに際して商社や協会・組合等の中間業者が介在している場合は、別途内訳書等の書類が必要な場合がありますのでご連絡ください。</p> <p>必要に応じて、別紙<販売証明書>のご利用もご検討ください。</p>
II-②	<p>カタログ等の写</p>	<p>設置(購入)した補助対象設備等のカタログ、取扱説明書、保証書などの写又は設置(購入)した設備の写真。なお、商品名・型番などが領収書や明細書で明らかな場合はご提出不要です。</p>
II-③	<p>特定自主検査記録表の写</p>	<p>フォークリフト特定自主検査実施補助金申請書に必要な事項の記入がない場合にご提出いただきます。</p>
II-④	<p>作業環境測定結果報告書(証明書)の写</p>	<p>測定を実施した作業場所・物質分をすべてご提出ください。</p>
II-⑤	<p>研修会等参加申込書の写</p>	<p>別紙の別表5、7に記載されている各研修会等への参加申込書になります。</p>
II-⑥	<p>研修会等参加修了証の写</p>	<p>別紙の別表5、7に記載されている補助対象の研修・教育機関が発行・交付した修了証の写になります。</p>
II-⑦	<p>受診・受講を証明する書類の写</p>	<p>【適性診断】 受診証明書の写又は当該受診者の受診を証する書類(適性診断票等受診機関の印鑑が押印されているページ)</p> <p>【指導講習】 修了証書の写又は運行管理者指導講習手帳の受講者名の記載部分と当該講習受講を証明する部分の写</p>

III 安全衛生設備等の設置(購入)のみ

	ご提出書類	ご注意
III-①	<p>スタッドレスタイヤを装着する業務用車両の車検証の写</p>	<p>スタッドレスタイヤご申請の場合に必要なになります。スタッドレスタイヤは1車両1回限りの補助となります。補助事由発生時に有効かつ申請者の所有とわかるものをご添付ください(法人は法人名義、個人事業所は代表者名義の車検証)。</p>
III-②	<p>所轄の労働基準監督署へ提出した計画届(設置・移転・変更)の写</p>	<p>別紙の別表1(表2) I群4記載の、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置ご申請の場合に必要なになります。計画届をご提出いただく必要のある設備を設置した場合に限ります。</p>

※ご提出いただいた申請書類(領収書等原本含む)は原則ご返却いたしません。

※健診結果表などセンシティブ情報(機微情報)が含まれる書類はご提出しないようお願いします。

2 ご申請方法

- 補助金の種類によって必要書類が違いますので、1～2ページの**必要書類**をご確認いただきご申請ください。書面審査のうえ、補助金支払いを決定します。
- FAXでの申請は受け付けておりません。必ず郵送にて申請書類をお送りください。
- 補助金のご申請・お受取人は会員である法人もしくは個人事業主です。会員証兼保険証券をご確認ください。
- 補助金は申請日(申請書類受付日)に対応する会費振替を確認後、あんしん財団の会費振替口座へお振込みいたします。他の口座へのお振込みはできません。補助金のお支払いが決定しましたら、封書にてご通知いたします。なお、ご申請から補助金のお振込みまでの期間は、会費振替の確認のため1ヶ月～3ヶ月を要します。お振込日は毎月25日(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)です。
- 申請期限は、別紙の別表1～8に記載のある「事由の発生日」の翌日から起算して180日(実日数です。半年ではありません)です。この期間にあんしん財団が申請書を受け付けした申請が対象です。申請期限の180日を過ぎると補助金の対象になりませんのでお早目のご申請をお願いします。
- 申請書類の不備・不足により審査が保留された場合の補正期限は、申請日(申請書類受付日)の翌日から起算して180日(実日数)です。この期間に不備・不足書類のご提出がない場合は、申請の権利が失効します。
- オークションサイトやフリーマーケットアプリを利用したご購入の場合も、領収書の写、明細書の写には登録会員名の宛名(支払者名)、販売業者名が必要です。

3 補助金額

- 補助金額は補助対象に要した費用を元に算出します。詳しくは、6ページの別表9をご確認ください。
- 1会員が1年度間(4月1日から翌年3月末日まで)にご利用できる補助限度額は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の加入者数で決定します(年度中に事業所が新規加入をした場合はその加入日の人数)。詳しくは、7ページの別表10をご確認ください。

4 ご注意

- この補助金制度は、あんしん財団加入日の翌日以降に事由が発生したものが対象です。
- 補助金は7ページの別表10に定めている各会員の1年度間(4月1日から翌年3月末日まで)の補助限度額の範囲内でお支払いをします。なお、6ページの別表9の補助金額は1,000円単位でのお支払いとなります。
- 4月1日から翌年3月最終営業日までに受け付けた申請書を当該年度分としてお取り扱いいたします。
- 補助金のお支払いにあたっては、「いつ、だれが、何を、どこから(どこで)、いくらで、いくつ」購入・検査・実施などを行って、その用途は補助金の対象に合致しているかを書面上で審査しています。どこかに不明な点があれば補助金をお支払いすることができません。なお必要に応じて販売業者・検査業者などにお問合せさせていただくことがありますのでご了承ください。
- 補助金額や補助対象等は、必要に応じて見直しをする場合があります。
- 補助金のお支払いは、あんしん財団がその年度に計上した予算の範囲内での実施となります。
- 年末から年度末にかけては申請が集中するため、補助金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。
- 補助金支払い後に退会又は減員が判明した場合には、補助金の全額または差額分をご返還していただきます。

5 補助金のお支払いができない場合

- 職場の環境改善のための補助金規程に定める支払条件等を満たさないとき。
- 申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切と判断したとき。
- 会員資格喪失年月日の翌日以後の事由発生であるとき。
- 加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき。

6 個人情報の取り扱い

- 補助金申請においてお伺いした個人情報については、お客様との連絡や販売業者・検査業者等への確認のために利用させていただきます。

個人情報の利用目的

- ▶ 災害防止事業(お客様サービス事業)の募集、受付、実施、実績管理および補助金の審査、決定、お支払いならびにこれらのご連絡。
- ▶ 当法人の事業のご案内およびご提供。
- ▶ 口座振替による会費のご請求、口座振替に関するお知らせおよび確認ならびにこれらのご連絡。
- ▶ 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合。

領収書記載例

※ 補助金申請には(領収書の写)とともに原則として(明細書の写)が必要です。

安全衛生設備等の設置、AED等職場の救急対策用設備の設置及び特殊健康診断の実施においては、(明細書の写)がご用意できない際には、下記の領収書例にあるように但書に明細と同等の記載がある場合は、必要書類の(明細書の写)が不要となるケースがありますのでお問合せください。

〈明細と同等の記載: メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数、または受診日・受診項目・単価・人数〉

宛名について

会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者名(フルネーム)が記載されている必要があります。

支払日の記載が必要です。

<例>

領 収 証

株式会社あんしん運輸 様

2021年5月1日

金額 ￥12,345 -

但、安心社製 業務用台車代(AB-1) @5,000円×2台
その他購入 2,345円として
上記金額正に領収いたしました

東京都新宿区信濃町34
株式会社安心商会
TEL.03-0000-0000

安心商
会之印

販売業者・検査業者等の名称の記載と印が必要です。

領収書がご用意できない場合や支払方法によるご提出書類参考例

●個人情報保護の観点からも、いずれの場合も領収書をお手配いただくことをお勧めします。

なお、下記に記載がない場合やご不明な点はご連絡ください。

支払方法	添付書類
ネットバンキング (右記のうち1種)	<ul style="list-style-type: none"> ●振込手続き終了後の「振込結果照会画面(写)」、「総合振込明細表(写)」 ●振込受付の完了画面のプリントアウト(入力中、承認前でないもの) ●金融機関発行の振込の受付明細表(支払い手続完了書)等の写でエラー表記の無いもの →上記の照会画面等が用意できない場合は「当座勘定照合表(写)」又は「通帳表紙と当該ページ(写)」も必要。 ※いずれも日付、金額、相手先、振込人(口座番号)、手数料が記載されているもの。 ※会計ソフトの明細では申請できません。
銀行振込 (右記のうち1種)	<ul style="list-style-type: none"> ●ATMご利用の場合:「利用明細票(写)」 ●窓口ご利用の場合:金融機関の受付印や出納印がある「振込受付書兼手数料受取書(写)」 ※いずれも日付、金額、相手先、振込人(口座番号)、手数料が記載されているもの。 総合振込の場合はすべてのページが必要になるケースがあります。
普通預金口座引落	<ul style="list-style-type: none"> ●引落を記帳した通帳(写) (引落金額部分のページと、口座名義人=申請者名が分かる表紙等の部分) ※日付、金額、相手先が記載されているもの。
当座預金口座引落	<ul style="list-style-type: none"> ●引落が記載された「当座勘定照合表(写)」 (引落金額と、口座名義人=申請者名がわかるページ) ※日付、金額、相手先が記載されているもの。
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ●カード会社からの請求(利用)明細(写)(※必須です) ※法人の場合は法人名義(引落口座が法人)の、個人事業所の場合は代表者名義のカードの利用に限ります。 ※法人の場合は引落口座(法人口座)を確認させていただくため、「当座勘定照合表(写)」又は「通帳表紙と当該ページ(写)」が必要となります。ただし、請求(利用)明細に引落口座名義が記載されている場合は不要です。 ●クレジットカード利用時に利用店でもらうお買上票・売上票等(写)(※販売店舗で発行された場合)
でんさいネット (右記のうち1種)	<ul style="list-style-type: none"> ●発生記録(申請時にご提出)と支払等記録(支払期日後にご提出) ●開示(記録事項の開示)情報(申請時に「債権状態区分」が「存在」のものをご提出、支払期日後に「債権状態区分」が「消滅」のものをご提出) ※申請期間がありますので、支払期日後の書類は申請後のご提出で結構です。
分割払い	<ul style="list-style-type: none"> ●分割払い契約書(写)、初回支払いの領収書(写)(領収書がご用意できない場合は上記参照) ・2回払い等、契約書が無い場合は全額分の領収書(写)でも可。
リースの場合	<ul style="list-style-type: none"> ●リース契約書(写)、初回支払いの領収書(写)(領収書がご用意できない場合は上記参照) ※5年以上10年以下のリース契約で、対象設備本体をリースしている場合が対象。再リース、レンタル、リース後の買取りは対象外。なお、ドライブレコーダーなどリース車両に付随している、又は、保険会社が提供しているものも対象外です。 リースを利用し、動力プレス又はフォークリフトの特定自主検査をリース料金に含め支払われている場合は、特定自主検査実施月のリース料の支払を証明する「領収書(写)」が必要です。
収納代行会社による 支払いの場合	<p>領収書(写) ※収納代行会社の支払い明細では申請できません。</p>
相殺のある場合	<p>補助対象分の領収書(写) 相殺の支払通知等では申請できません。補助対象分の明細書(写)も必要です。</p>
繰越金・前月末払金 等のある場合	<p>領収書金額と請求書又は明細書の合計額の確認をするので、繰越金などにより金額が一致しない場合は、当該補助品目部分の請求書(写)と領収書(写)が必要になります。</p>

※すべての支払方法において、支払者、受取(領収)者の記載がある書類が必要です。

※上記書類は加工(全面を覆い隠す、切る、折る、貼り付ける等)しないでご提出ください。

職場の環境改善のための補助金規程 別表 (一部抜粋)

※補助金規程本文は別紙参照。

別表 9

[補助金額] (第4条)

補助の対象事項(第3条第1項各号)	補助金額
(1) 安全衛生設備等の設置(購入)	補助対象に要した費用の2分の1を上限 (1回の申請についての補助対象に要した費用の総額が、3,000円以上(税込み)の場合に限る。)
(2) 動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施	1台あたり5,000円 (検査に要した費用が補助金額に満たない場合はその負担額とする。)
(3) 作業環境測定の実施	補助対象(作業環境測定)に要した費用の2分の1を上限
(4) 特殊健康診断の実施	補助対象(特殊健康診断)に要した費用の2分の1を上限
(5) ゼロ災運動研修会等への参加	補助対象(研修会等への参加)に要した費用の2分の1を上限 (研修会等に参加し、修了証を交付された経営者、管理監督者及び安全衛生担当者等の人数に応じ1名あたりの参加費用。研修実施団体の正会員及び賛助会員、非会員にかかわらず、補助金額は正会員及び賛助会員参加費用を基準とする。ただし、労働局登録の講習機関で受講の石綿取扱い作業従事者特別教育については要した実経費とする。)
(6) 運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講	受診・受講者1名あたりの診断手数料(受診証明書料を含む。)及び講習受講手数料の全額
(7) 安全運転教育研修への参加	教育機関が定める1名あたりの研修料金の2分の1を上限
(8) AED等職場の救急対策用設備の設置(購入)	補助対象に要した費用の2分の1を上限 (1回の申請についての補助対象に要した費用の総額が、3,000円以上(税込み)の場合に限る。)

備考1 補助金額は1,000円未満を切り捨てとする。

備考2 上記のいずれの場合においても、1会員における1年度間の補助金は、別表10に定める金額を限度額とする。

別表10

[補助金の限度額] (第5条)

1会員1年度間の補助限度額を加入者数に応じ次表のとおりとする。

1. 第3条第1項に定める以下の各補助の対象内容

「安全衛生設備等の設置(購入)」、「作業環境測定の実施」、「特殊健康診断の実施」、「ゼロ災運動研修会等への参加」、「運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講」、「安全運転教育研修への参加」、「AED等職場の救急対策用設備の設置(購入)」

(表-1)

加入者数	1名	2名	3~4名	5~9名	10~19名
補助限度額	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円	60,000円
加入者数	20~29名	30~39名	40~49名	50~59名	60~69名
補助限度額	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円	160,000円

備考1 加入者数が70名以上となる場合、以降10名増加ごとに20,000円を追加する。

備考2 加入者数は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の人数を基準とする。
ただし、年度中に新規加入した場合はその加入日の人数とする。

2. 第3条第1項に定める以下の各補助の対象内容

「動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査」(補助限度台数)

(表-2)

加入者数	1名	2名	3~4名	5~9名	10~19名
補助限度台数	2台	3台	4台	6台	12台
加入者数	20~29名	30~39名	40~49名	50~59名	60~69名
補助限度台数	16台	20台	24台	28台	32台

備考1 加入者数が70名以上となる場合、以降10名増加ごとに4台を追加する。

備考2 加入者数は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の人数を基準とする。
ただし、年度中に新規加入した場合はその加入日の人数とする。

3. 第3条第1項各号に定めるすべての補助対象別の補助金を合算した1会員1年度間の補助総限度額

(表-3)

加入者数	1名	2名	3~4名	5~9名	10~19名
補助総限度額	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円	100,000円
加入者数	20~29名	30~39名	40~49名	50~59名	60~69名
補助総限度額	120,000円	140,000円	160,000円	180,000円	210,000円

備考1 加入者数が70名以上となる場合、以降10名増加ごとに30,000円を追加する。

備考2 加入者数は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の人数を基準とする。
ただし、年度中に新規加入した場合はその加入日の人数とする。

『販売(設置)証明書』記入例

明細書が多頁に渡る場合、ご用意できない場合は下記のように申請いただくことで代用できます。(販売、施工業者が記載)

安全衛生

AED

販売(設置)証明書

安全衛生設備等設置・AED等救急対策用設備設置専用 (原本 をご提出ください)

【当証明書の利用目的と注意事項】

- ・購入(設置)した設備の請求明細書などが**ない場合**の代用書類
- ・請求明細書などが**多頁に渡る場合***の代用書類(裏面の記入例をご参照ください。)
- ・当証明書は、**領収書ではありません**

一般財団法人 あんしん財団 御中

販売(設置)明細

購入(設置)設備名	購入(設置)年月日	メーカー、品名、型番	数量	単価	金額	備考
(記入例)						
保護帽	21. 4. 1	㈱安心社 ヘルメット AB1000	2	2,160円	4,320円	
安全靴	21. 4. 30	S 社㈱ 安全靴 AN-1	3	8,500円	25,500円	
		その他			140,000円	
		値引き		一式	10,000円	
			消費税額	総額		
			15,982円	175,802円		


当社(当店)が去る2021年4月1~30日に **信濃町工業㈱** 様宛に販売(設置)し、
 領収した明細は上記内容に相違ありません。
 2021年5月1日

発行元 所在地 〒012-3456 東京都中央区中央1-2-3

(販売店等) 電話番号 012 (345) 6789

事業所名 株式会社 あんしん社

代表者名 安 太郎



当証明書は、**販売、施工業者の方にご記入いただくもの**です。申請者(会員)が記入した場合は無効となります。

申請者にご確認の上、当法人の補助対象設備とその販売(設置)金額をご記入ください。

補助対象設備以外は「その他」としてご記入ください。

一式値引きを行った場合は、その金額を記入してください。

総額が領収書の金額と一致しているかご確認ください。

法人: 法人事業者名
個人: 屋号または代表者フルネーム

販売店、施工業者名ゴム印でも結構です。必ずご捺印ください。

■ お問い合わせ先

一般財団法人あんしん財団 お客様サービス事業部 補助金1課

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル5階

TEL: 0120-512-511 音声ガイダンスに従い①をお選びください。

FAX: 03-5362-2066

受付時間: 9時~17時30分 土・日・祝日及び年末年始除く

ホームページ: <http://www.anshin-zaidan.or.jp/>